

他国地位協定調査について (韓国編概要版)



現状と課題

- ✓ 1960年の締結以来、一度も改正されず
- ✓ 沖縄県で相次ぐ事件や事故
- ✓ 沖縄県外でも米軍機による事故が発生
- ✓ 日米地位協定の見直しを求める声

沖縄県

原則として日本の国内法が適用されないままで米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、抜本的な見直しが必要

政府

2つの補足協定（環境、軍属）を締結したものの、依然として、多くの基地問題が発生する都度、運用改善で対応

調査の目的

- ✓ 日米地位協定の抜本的な見直しを実現するためには、この問題が国民全体の問題として受け止められる必要がある
- ✓ しかし、現状は、米軍専用施設が沖縄に集中していることもあり、日米地位協定の問題に関する理解や議論が全国的なものには至っていない

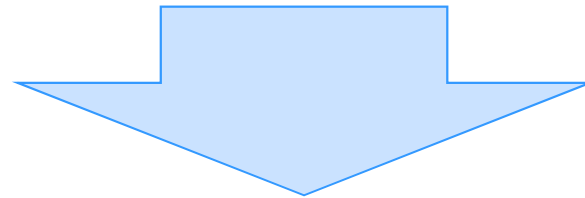
他国調査

調査の目的

- ✓ 日米地位協定の世界的な相場観の把握
- ✓ 日米地位協定の問題点を更に明確化
- ✓ 見直しの必要性に対する理解を国民全体に広げる

調査方針

- ✓ 日米地位協定は、数多くの日米合意を含んだ大きな法体系
- ✓ 法的な側面からのアプローチは、一般国民が理解することが困難を伴うことが想定される



調査方針

- ① 「受入国の国内法適用」、② 「基地の管理権」、③ 「訓練・演習に対する受入国の関与」、④ 「航空機事故への対応」の4点を中心にした事例比較

調査内容

1. 事前調査

- ✓ 文献調査（韓国における地位協定の経緯）
- ✓ 条文比較調査（日米地位協定と韓国が米国と締結している協定の主要条文の比較、国内法の分析等）

2. 現地調査

- ✓ 令和4年11月

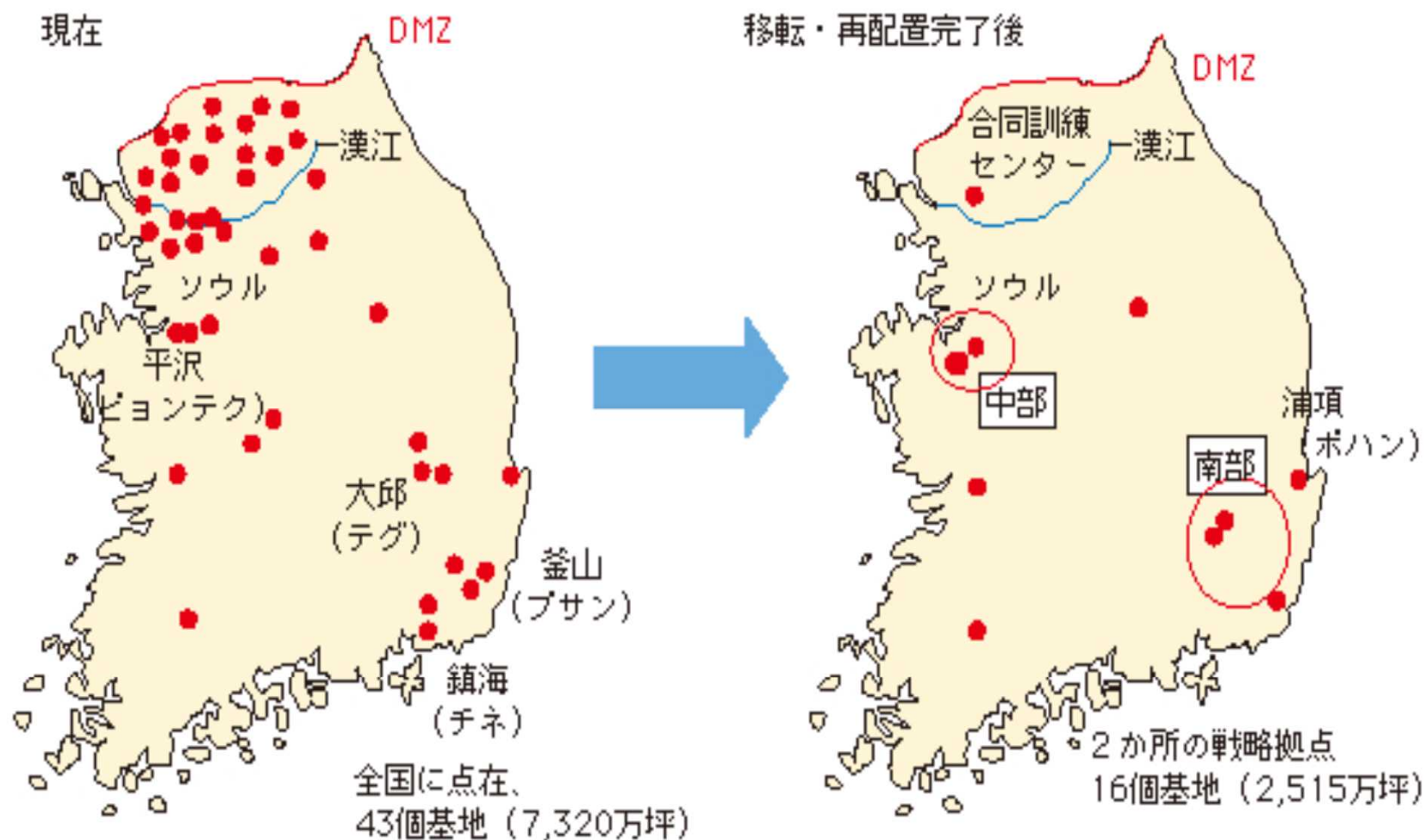


京畿道庁でのヒアリングの様子

韓国における米軍について

- ✓ 米韓相互防衛条約第4条は「アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を、相互の合意により定めるところに従つて、大韓民国の領域内及びその附近に配備する権利を大韓民国は許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。」としており、在韓米軍は同条約に基づいて駐留。
- ✓ 現在、在韓米軍の人員数は30,400人であり、うち陸軍21,500人、空軍8,350人、海軍350人、海兵隊200人とされている。
- ✓ 在韓米軍基地については、それがソウルなどの都市部近郊にも所在していたことを踏まえ、2003年に基地の移転・再配置が合意されている。平成22年（2010年）の防衛白書によれば、全国に点在していた43個（約24,200ha）の米軍基地が、移転・再配置後は2箇所の戦略拠点を設け16個（約8,300ha）になるとされている。

図表 1-2-2-4 在韓米軍の移転・再配置に関する合意



(注) 2006韓国国防白書 (2006年12月) による。

出典：平成22年版防衛白書

韓国の歴史（概略年表）

政権	年	年	日	出来事	
米軍政	40年代	45	8月15日	日本が降伏し、米軍による軍政が始まる	
		48	7月20日	国会議員により李承晩大統領が選出された	
			8月15日	大韓民国が成立	
李承晩	50年代	49	6月26日	米軍撤退完了	
		50	6月25日	北朝鮮の侵略により朝鮮戦争が勃発	
			7月	在韓米軍の刑事裁判権に関する大韓民国とアメリカ合衆国間の協定（大田（テジョン）協定）締結	
		53	7月27日	休戦協定調印（李承晩大統領は休戦協定に反対）	
			10月1日	米韓相互防衛条約締結	
許政	60年代	60	4月27日	李承晩大統領辞任	
ユン・ボソン		8月12日	ユン・ボソン大統領就任		
	朴正熙	60年代	61	5月16日	朴正熙によるクーデターにより軍政開始
62			3月22日	ユン・ボソン大統領下野声明	
63			12月17日	同年10月の大統領選挙を経て、朴正熙が大統領に就任	
66			7月9日	在韓米軍地位協定締結（翌年2月9日発効）	
崔圭夏	70年代	71	3月27日	米第七歩兵師団が韓国から撤退	
		79	10月26日	朴正熙大統領の暗殺	
			12月6日	崔圭夏大統領選出	
全斗煥	80年代	80	5月18日	光州事件勃発	
		80	8月27日	全斗煥大統領選出	
盧泰愚	80年代	88	2月25日	盧泰愚大統領が就任	
			12月	地位協定改正のための協議開始（～90年12月まで）	
		90年代	91	1月4日	1回目の改正 署名（2月1日発効）
			91	9月17日	韓国と北朝鮮が同時に国連に加盟
金泳三	90年代	93	2月25日	金泳三政権が発足	
		95		再び地位協定の改正交渉を行うものの、刑事裁判権に関する問題で意見が異なり決裂	
		98	2月25日	金大中政権が発足	
金大中	00年代	00	2月	ソウルの外国人専用クラブで、韓国人従業員が米兵に殺害される事件が発生（その後、地位協定改正交渉が始まった）	
			6月15日	南北首脳会談	
			12月	2回目の改正 地位協定改正の合意（翌2001年1月18日に署名、2月28日に批准）	
盧武鉉	00年代	03	2月25日	盧武鉉政権が発足	
		07	10月4日	第二次南北首脳会談	
		08	2月25日	李明博政権が発足	
李明博	10年	13	2月25日	朴槿恵政権が発足	
17		5月10日	文在寅政権が発足		
文在寅	20年代	22	5月10日	尹錫悦大統領が就任	
尹錫悦					

在韓米軍地位協定見直しの経緯について

1966年（当初協定）7月9日締結、翌年2月9日発効

- ✓ 1966年の交換公文において、韓国政府は米軍当局に対し、一つ一つの事件において裁判権の免除の要求を求めず、韓国政府が韓国が裁判権を行使すべきと決定する場合を除いて米側が裁判権を持つことが合意された。

1991年（1回目の改正）1月4日署名、2月1日発効

- ✓ 韓国側が有する第一次的裁判権の対象となる犯罪の範囲を拡大することなどを内容とするもの

2001年（2回目の改正）1月18日署名、2月28日批准

本文の改定は、1991年に改正された刑事裁判権に係る条項のみで、他の改正は付属文書の改正や新たな付属文書の署名等の形式で行われた。

- ✓ 刑事裁判権に係る事項（本文及び合意議事録の改正）
- ✓ 環境に係る問題（環境保護に関する特別了解覚書）
- ✓ 不法行為に対する賠償等の問題
- ✓ 労務に係る問題
- ✓ 施設及び区域の供与及び返還に係る問題
- ✓ 民事訴訟手続

米軍への国内法の適用（日本、韓国比較）①

日本政府の見解

- ✓ （平成31年1月変更前）米軍の行為や米軍という組織を構成する個々の米軍人や軍属の公務執行中の行為には日本の法律は原則として適用されませんが、これは日米地位協定がそのように規定しているからではなく、国際法の原則によるものです。
- ✓ （平成31年1月変更後）公務執行中の行為には、派遣国と受入国の間で個別の取決めがない限り、受入国の法令は適用されません。

※外務省ホームページに掲載

韓国政府の見解

- ✓ 派遣軍に対しては受入国と派遣国の間の合意を基に決めるのが慣例である。

※韓国外務省「分かりやすいSOFA解説」

米軍への国内法の適用（日本、韓国比較）②

日本、韓国比較

- ✓ 韓国政府の見解は、一般的に韓国国内にある外国人には韓国の法令が適用されるとした上で、外国軍隊については例外があるが、その例外の内容については受入国と派遣国の合意によって法の適用の例外を決定するというもので、日本政府の、個別の取決めが無い限り外国軍隊に対しては国内法令が適用されないとの見解とは違いがあると考えられる。
- ✓ 日本政府の「日米地位協定がそのように規定しているからではなく、国際法の原則による」との説明と韓国政府の「派遣軍隊については受入国と派遣国の合意によってこれらの事項を決定することが慣例」との説明を比較すると、一層違いが明確になる。

(日米、NATO、米韓の地位協定比較表)			
項目	日米地位協定	NATO軍地位協定	在韓米軍地位協定
国内法の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 尊重義務 (第16条) (※【日本政府見解】 公務執行中の行為には、派遣国と受入国の間で個別の取決めがない限り、受入国の法令は適用されない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 尊重義務 (第2条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 尊重義務 (第7条) (※【韓国政府見解】 派遣軍に対しては受入国と派遣国の間の合意を基に決めるのが慣例)
基地の管理権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設、区域において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要な全ての措置を執ることができる。(第3条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設、区域において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要な全ての措置を執ることができる。(第3条)
訓練・演習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規定なし
航空交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定本文には規定なし ・ 合意議事録に「この条に特に定めのある場合を除くほか、日本国の法令が適用される。」と規定されているが、航空特例法で航空法第6章の適用を除外 (第5条関係第4項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規定なし

現地調査（京畿道庁）①

1. 韓国国内法の米軍への適用

- ✓ 在韓米軍地位協定第7条の規定（接受国法令の尊重）に基づき、在韓米軍も韓国国内の法令を順守しなければならない。ただし、公務中に起きた犯罪の場合、米側が一次裁判権を行使できるようになっている。

2. 基地内への立入の可否（基地の管理権関係）

- ✓ 在韓米軍地位協定環境分科委員会に対する要請を通じて、現場接近及び共同調査などができるよう、環境関連の規定は設けられているが、米側の定性的なKISE基準、すなわち「人の健康への明らかになっている差し迫った実質的な脅威」に達しているかどうかを判断する基準により、その規定の実効性に限界がある。

3. 訓練、演習への受入国の関与

- ✓ 在韓米軍については、訓練時期や方法など事前に共有するシステムが必要であると考えており、公文書の施行や面談要請等を通じて協力を求めている。

現地調査（京畿道庁）②

4. 訓練中の事故への対応

- ✓ 韓国側の合意議事録にも、日米と同様の関連規定が掲載されているが、米軍の訓練による事故が発生した場合、米国側が公務証明書を発給するまで、つまり初動捜査又は調査の段階では、韓国側の警察が米軍の犯罪を扱うと認識している。
- ✓ 2020年8月30日に浦川市で発生した装甲車両衝突事件において、米軍が誠実に調査に臨むなど最大限に協力する姿勢を見せ、2023年5月6日に発生した米空軍F16戦闘機墜落事故においても、韓国警察・消防署側は事件現場を把握するため、現場に出入りしていたと認識している。

現地調査（京畿道庁）③

5. 環境汚染に係る原状回復

- ✓ 在韓米軍地位協定第4条に基づき、米軍は施設と区域を返還する際に原状回復すべき義務を負わない。
- ✓ 2001年1月に韓米間で「環境保護に関する特別了解覚書」が合意され米側の環境汚染に対する原状回復の根拠が設けられたが、これまで米側は返還供与地の環境汚染の程度が、いわゆるKISE基準には達していないと主張しており、米側が原状回復すべきと認定された事例はない。

現地調査（キャンプ・マーケット跡地浄化現場）

1. 汚染の状況

- ✓ 現在浄化が行われている地区は、重金属やダイオキシンによる汚染が確認されており、国防부가韓国環境公団に委託して浄化している。

2. 返還から浄化までの流れ

- ✓ 返還が決まると米軍と国防부가合同で基礎調査を行い、次に手続の主体が外交部に移って、正式に返還される。

3. 費用負担

- ✓ 基地「周辺」の汚染は自治体が浄化し、その費用を国に請求する仕組みとなっている。

現地調査（平沢市）

1. 韓国国内法の米軍への適用
 - ✓ 手続については、外交部がマニュアルを整備しているが、環境や騒音、交通事故についてはマニュアルがないので対応に苦慮することがある。
2. 基地内への立入りの可否（基地の管理権関係）
 - ✓ 基地内の下水はすべて、市の下水処理施設で処理して汚染を監視し、問題があれば米側に提起している。提起された問題に対して米側は対応はするが、市の立入りはできない。
3. 訓練、演習への受入国の関与
 - ✓ 夜間飛行に関する規制はなく、実態としても行われている。過去には、夜間訓練を行う旨の連絡もなかったが、今は事前の連絡はある。
4. 環境汚染に係る原状回復
 - ✓ 原状回復の費用問題については、中央政府で調整しなければならない懸案や課題が多くある。

現地調査（平沢市SOFA国民支援センター）

1. 設立経緯等

- ✓ 外交部から2人、平沢市から3人が派遣されて、運営している。当初は、在韓米軍事件事故相談センター平沢事務所として開設し、キャンプハンフリーズの拡張を契機に、平沢市が国に要請して現行の体制になった。

2. 主な業務

- ✓ 在韓米軍に関する事件・事故の訴えに関する対応、民間と軍の関係構築促進が主な業務である。交通事故の補償業務で、当事者が保険に加入していない場合は韓国政府が補償して韓国から米側に請求する。

3. 騒音の対応

- ✓ 補償については、国防部が予算を平沢市に移し替えて実施している。防音施設は無償で提供される。

現地調査

龍山基地跡地（国土交通部龍山公園整備推進団）

1. 跡地利用

- ✓ 2008年に特別法を制定。公園整備の目的、整備主体、計画の流れ、維持管理の方法、許認可等について定めている。

2. 浄化の主体

- ✓ 現在、韓米いずれが浄化作業を行うか協議中である。法律上、3つの可能性があり、土地所有者の場合は国防部、土地管理者の場合は市等、汚染の原因者の場合は米軍となるが、特別な場合は環境部が実施できる。米韓間の浄化主体が決まっていないのが現状である。

3. 汚染の状況

- ✓ 環境部と米軍の合同調査では、油類や重金属が主に出ており、ダイオキシンは一部で出る可能性があるというところ。

現地調査（元京畿道議会議員 ユ・グアンヒョク氏）

- ✓ 在韓米軍地位協定の枠組みにおいては、米軍基地による土壌汚染の状況が、韓米両国の合意なしには公表されない。
- ✓ 在韓米軍でなければ、汚染者による費用負担が当然だが、米軍に関しては異なる原則のもとにある。米国本土においては、米軍基地による土壌汚染は米政府によって原状回復が行われる。
- ✓ 一般国際法に基づけば、米軍基地内の汚染は、米国が負担すべきと考える。
- ✓ 米国においては、政府による環境被害について情報公開を求めるFOIA（情報公開法）があり、実際に公開されている。さらに、スーパーファンド法に基づき、補償が行われている。

韓国調査結果まとめ①

1. 韓国政府は、計2回の地位協定改正（うち1回は本文の改正）を実現している。1991年改正は韓国側が有する第一次的裁判権の対象となる犯罪の範囲を拡大することなどを内容とするもの、2001年改正は刑事裁判権に係る事項、環境に係る問題等を内容とするものであった。
2. 「訓練・演習に対する受入国の関与」について、自治体の事前の情報共有の求めに米側が応じているなど、日本側とは対照的な事例が見られた。
3. 特に、「国内法の適用」について、韓国政府は、「外国軍隊に対する国内法の適用の例外については、派遣国と受入国の合意に基づくのが慣例」と考えており、「原則として適用されない」とする日本政府の考え方とは異なる。

韓国調査結果まとめ②

4. 一方、在韓米軍の訓練が住民に様々な影響を及ぼしており、環境調査のための基地内の立入りが容易ではない等の実態があり、国内法を適用して米軍の活動をコントロールしているとは言いがたい。
5. 基地を抱える自治体が、**訓練に伴う負担の軽減や環境汚染の原状回復、跡地利用等**に苦慮しつつ、取り組んでいる。
6. 外国軍隊に対する国内法適用の例外は、派遣国と受入国の合意によって決まるとする韓国政府の見解は、**韓国側の主体性の表れ**とも見え、こうした姿勢は、**2度の地位協定の改正**を実現した立場につながっていると考えられる。

「地位協定ポータルサイト」について

- ✓ 沖縄県のホームページ内に開設している「地位協定ポータルサイト」において、沖縄県が調査で収集した他国の地位協定や法令、その日本語訳等を掲載
- ✓ 沖縄県トップページの「注目情報」または「沖縄県基地対策課」のホームページからアクセスが可能
(<https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/sofa/index.html>)

(掲載している情報の例)

- ✓ ドイツ ボン補足協定、航空交通法など
- ✓ イタリア モデル実務取極、米軍機事故に関するイタリア国会報告書など
- ✓ ベルギー 憲法、航空法など
- ✓ イギリス 駐留軍法、イギリス議会議事録など
- ✓ オーストラリア オーストラリアの状況
- ✓ フィリピン 米比訪問軍協定、米比防衛協力強化協定など
- ✓ 韓国 米韓地位協定、合意議事録など